

鏡野町放課後児童クラブ運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

鏡野町放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 委託の目的

民間事業者の豊富な経験と高い専門性を活用することで、鏡野町放課後児童クラブを利用する児童及び保護者に良質なサービスを提供し、適切に業務を遂行することを目的とする。

(3) 業務内容

業務委託の内容は鏡野町放課後児童クラブ（7支援単位全て）の運営業務とする。詳細は「鏡野町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

令和9年（2027）年4月1日から令和12年（2030）年3月31日までの3年間とし、契約締結の日から令和9年3月31日までは、開設準備期間とする。

2. 見積もり限度額

令和9年度～令和11年度の3年間の見積もり額は304,374,000円以内とし、開設準備期間について鏡野町は費用を負担しない。

※本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※この金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 社会福祉、児童福祉施設、教育分野、子育て事業の運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 本件委託事業の受託開始までに、岡山県内又は隣接県に本社、支社、営業所等を有していること。
- (3) 鏡野町の入札参加資格を有するとともに、本町、国又は他の自治体において

指名停止期間中でないこと。鏡野町に入札参加資格審査申請書を提出していない者については、5（1）の参加に関する書類提出期限までに提出すること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされている団体でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団およびこれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）に基づき、必要な措置を講ずることができる体制を有していること。

4. 質疑・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールで提出する。

提出先：電子メール kosodate@town.kagamino.lg.jp（子育て支援課代表）

(2) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

質問及び回答については、令和8年10月13日（火）午後5時までに電子メールで全参加者に通知する。

5. 申込方法

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 参加に関する書類

- ◆ 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時まで（必着）
- ◆ 提出部数 正本 1部 副本 6部
- ◆ ①～⑥の順に書類を綴じて提出すること。

①	様式第2号	プロポーザル参加表明書
②	様式第3号	会社概要書
③	法人税・法人住民税（市町村民税法人分）納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書、財務諸表（直近3年分）	

④	様式第4号	業務実績一覧表
⑤		商業登記簿謄本 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
⑥		法人の概要がわかる資料（リーフレットなど）

(2)参加資格審査

提出された参加表明書をもって参加資格審査を行うものとする。この審査によって参加資格を有すると認めた応募者のみがプロポーザル審査会に参加できるものとする。

審査結果の通知はメールで行うものとする。

参加資格審査結果通知予定日： 令和8年10月18日（月）（予定）

6. 企画提案書等

プロポーザル審査会に参加できることとなった事業者は、以下により企画提案書等を提出する。

- ◆ 提出期限 令和8年11月4日（水）午後5時まで（必着）
※参加表明書等を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。
- ◆ 提出部数 正本 1部 副本 6部
- ◆ ①企画提案書
A4判を可能な範囲で縦又は横版に統一して作成し、目次、ページ番号及びインデックス（下の表の①（ア）～（オ））を付し、フラットファイル等に綴じて提出すること。（A3版折込可）
ページ数は、A4両面印刷で15枚以内とする。（A3版を使用する場合は、片面で2ページ換算とする。）
- ◆ ②参考見積書は、①とは別に綴じて提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

記載内容

（ア） 運営方針について

- ◆ 応募動機、基本理念、運営方針、目標等

（イ） 事業内容について

- ◆ 指導計画、年間行事計画等
- ◆ 一日の基本的な流れ（平日、長期休暇）
- ◆ 保護者との連携について
- ◆ 苦情の対応について
- ◆ 安全管理の考え方について

（ウ） 業務実施体制について

- ◆ 組織図

◆ 職員採用条件について

採用条件（資格、人材等）、採用形態ごとの採用人数、勤務時間、待遇その他職員採用に当たり必要な事項

※こども性暴力防止法に基づく対応方針や、採用時の確認に関する考え方を含むこと。

◆ 職員配置計画

※支援単位ごとに作成すること。

※指導員等の内訳を記入すること。

◆ 欠員等のバックアップ体制について

◆ 支援の必要な児童の受け入れ体制

◆ 職員シフト表

◆ 職員研修に対する考え方や取り組みについて

◆ 職員の福利厚生について

(エ) 運営上の工夫、特色ある取り組みについて

(オ) コスト削減の取り組みについて

② 参考見積書（任意様式）

(ア)参考見積書は、委託期間の総額及び年度ごとの額を示すこと。

(イ)各年度の詳細な積算内訳書を添付すること。

※ 積算に必要な資料（児童数、業務分担表、費用分担表ほか）は、参加申込書を提出した法人に、申込書を受け付け次第、順次メールで送付する。

(2) 提出方法

(1)(2)のいずれも持参又は郵送によること。

持参の場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時までとする。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行う。

(3) 提出先

〒 708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田660 子育て支援課

7. 参加辞退

参加表明書の提出以降に参加を取りやめる場合は、参加辞退届（任意様式）を令和8年10月23日（金）までに、鏡野町子育て支援課に、郵送又は持参にて提出すること

8. 提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び契約候補者の特定を行うため、鏡野町放課後児童ク

ラブ運營業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

- ① 実施日：令和8年11月13日（金）を予定
- ② 詳細な日時、会場等は、電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレスあて）により通知する。

※審査の順番は、受付順とする。

(3) 審査方法

プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うものとし、新たな資料等の配布は認めない。

- ① 審査時間 40分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分程度、準備撤収5分）
- ② 出席者 3名まで
- ③ 準備物 パソコン等を使用する場合は、準備・撤収は提案事業者で行うこと。

※スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは鏡野町が準備する。

(4) 評価基準

	評価項目	配点
1	質の高い保育サービスの提供 児童の発達に応じた支援 特別な支援が必要な児童への配慮 自主的な学びができる環境づくり	25
2	保護者、小学校、地域との連携 保護者の要望、苦情等の対応 小学校、地域等々の連携	20
3	危機管理体制及び安全・衛生管理等 安全・衛生に関する取組み（※こども性暴力防止に関する体制等を含む） 防災・防犯に関する取組み アレルギー対応	20
4	業務履行体制 職員配置計画・職員管理体制 職員の資質向上、人材育成等の取組み	15
5	提案事業者の工夫や特色ある取組み	10
6	コスト削減の取組み	5
7	見積金額	5

(5) 契約候補者の特定

企画提案書及びプレゼンテーション等の状況を各委員が評価、採点し、各委員の評価点を合計し、最高得点を得たものを契約候補者に特定する。ただし、最高得点を得たものが2社以上あるときは、審査会の合意により順位を決定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面により、10日以内に提案者全員に通知する。

なお、審査方法及び審査結果の詳細に関する問い合わせには応じない。また審査結果に対する意義は認めない。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類の様式、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提出期限後に参考見積書の金額訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションに参加しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算限度額を超過したもの。

10. 契約

- (1) 契約候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに地方自治法第234条第2項の規定による随意契約の手続きを行うものとする。
なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- (2) 契約候補者と随意契約の締結に至らなかった場合には、次点候補者を繰り上げ、随意契約に係る協議を行う。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

11. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 町は、提出書類を提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替えは及び再提出は認めない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

1 2. 問い合わせ先

〒 7 0 8 - 0 3 9 2

岡山県苫田郡鏡野町竹田 6 6 0 子育て支援課

電話：0 8 6 8 - 5 4 - 2 9 9 1

F a x：0 8 6 8 - 5 4 - 2 8 9 1

電子メール：kosodate@town.kagamino.lg.jp（子育て支援課代表）